

議員案第1号

矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について

矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を、別紙のように定める。

令和2年6月5日

提出者	矢板市議会議員	宮 本 妙 子
賛成者	〃	中 里 理 香
〃	〃	櫻 井 恵 二
〃	〃	藤 田 欽 哉
〃	〃	中 村 久 信
〃	〃	今 井 勝 巳

矢板市条例第 号

矢板市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

矢板市議会議員の議員報酬については、矢板市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和56年矢板市条例第5号）第2条の規定にかかわらず、別表のとおりとする。ただし、期末手当の算出の基礎となる議員報酬の月額については、同条に定める額とする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表

職名	月額
議長	418,000円
副議長	337,250円
議員	308,750円